(二十)		
コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

別表第三中(十六)の項を(十八)の項とし、(九)の項から(十五)の項までを二項ずつ繰り下げ、(八)の項の次に次のように加える。

(九)		
インジウム化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　血清インジウムの量の測定 六　血清シアル化糖鎖抗原ＫＬ－６の量の測定 七　胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。）
(十)		
エチルベンゼン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中のマンデル酸の量の測定

別表第四中(三十九)の項を(四十二)の項とし、(十八)の項から(三十八)の項までを三項ずつ繰り下げ、(十七)の項を(十九)の項とし、同項の次に次のように加える。

(二十)		
コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　尿中のコバルトの量の測定 三　医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験	

別表第四中(十六)の項を(十八)の項とし、(九)の項から(十五)の項を二項ずつ繰り下げ、(八)の項の次に次のように加える。

(九)		
インジウム化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインＤ（血清ＳＰ－Ｄ）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査	
(十)		
エチルベンゼン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査	

別表第五中第一号を第一号の三とし、同表第一号及び第一号の二として次の二号を加える。

一　インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

一の二　エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第五第五号の次に次の一号を加える。

五の二　コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。